

# 富士見集会所だより



狭山市七々の妖精 おりびい

発行日:令和8年3月10日(火)  
発行:狭山市立富士見集会所  
〒350-1306 狭山市富士見1-1-18  
TEL&FAX:04-2959-6230  
E-Mail:[fujimi-s@city.sayama.saitama.jp](mailto:fujimi-s@city.sayama.saitama.jp)

3月号

## 「中学生人権学習」を行いました

2月5日(木)に中央中学校、2月12日(木)に狭山台中学校で、「狭山カーレットクラブまぜこぜ」代表の堀充さんを講師にお招きし「中学生人権学習」を行いました。まず、はじめにクラブの名前「まぜこぜ」の意味は「多様・多世代の人が対等な立場で混ざり合って活動している」というお話でした。次に、まぜこぜのメンバーで視覚障害をお持ちの方に、白杖の説明や一緒に歩く時の声の掛け方、介助の方法について実演しながら教えていただきました。その後、代表の生徒が歩行介助の体験もしました。そして、堀さんから「心のバリアフリー」や「障害の社会モデル」について、また、地域のスーパーマーケットや公共施設では、様々な人が誰でも安心して利用できる工夫が、あちこちに見受けられることにも触れ、私たちは、



想像力を働かせ、工夫をすることで、誰もが笑顔になれる社会を築くことができるということを知りました。最後に、ユニバーサルスポーツであるカーレットの実演を見せていただき、さまざまな障害がある方でも、みんなと一緒にゲームを楽しむことができるということを学びました。カーレットを初めて見る生徒も多く、機会があれば自分もゲームを試みたいという感想も多く寄せられました。また、これからは、まわりの人に、気を配って思いやりを持って接していきたいという生徒もいました。



## 利用登録団体代表者連絡会・人権研修会がありました

2月26日(木)に富士見集会所利用登録団体代表者連絡会を開催し、来年度の登録更新や利用上の注意について説明をしました。また、参加者を対象に「誰かのことじゃない」というテーマで、今回は、主に「拉致問題」についての人権研修会を行いました。その他にも、今たいへん問題になっている「インターネット上での人権侵害」など、身近に様々な人権課題があります。人権課題を解決するためには何よりも「自分事としてとらえること」「相手を思いやるための想像力を持つ」ことが大切ということを知り、人権について考えるいい機会となりました。

～子供から高齢者まで障害の有無に関わらず誰でも楽しく参加できる～

## ユニバーサルスポーツを楽しもう!!

**3月19日(木)10～12時** (4月からも第3木曜日に実施!) 7月は第4木曜日開催

【内容】「カーレット」や「ボッチャ」や「モルック」で楽しい時間を過ごします。

【場所】富士見集会所 第一集会室 【費用】無料 【対象】子供から大人まで

## 避難訓練・消火訓練を実施しました

富士見集会所では、毎年、利用登録団体代表者連絡会の開催に合わせて、災害時の対応説明と避難訓練を実施しています。今回も集会所利用中に地震等の災害が発生した時の身を守る行動や避難経路の確認をし、避難する時の鉄則として「おかしもち」という言葉の説明をしました。これは、「『お』さない、『か』けない、『し』やべらない、『も』どらない、『ち』かよらない」という避難時の五原則の頭の文字をとったものです。また、狭山市消防署富士見分署の職員の方から、



消火器の使い方の指導を受け、実際に水消火器で消火訓練を行いました。災害は、いつ何時起こるか分かりません。自宅や外出先等で地震や火事にあつた時にどのように行動したらよいか、何を持ってどこへ避難したらいいか、いつも考えておくことが必要です。利用者の皆さんには、集会所の消火器の設置場所及び避難経路の確認を改めてお願いします。

## 3月から4月の主な予定

日にち	行事内容
3/10(火)	集会所だより3月号発行
3/11(水)	健康づくり講座「骨盤と背骨の歪みを整えて健康な体づくり」
3/14(土)	ふれあいコンサート(出演:音楽サークル有志団体)
3/19(木)	ユニスポを楽しもう!
3/20(金)	春分の日
3/26(木)	狭山発!「さやまボツ茶」ミニミニ大会
4/10(金)	集会所だより4月号発行

【休所日】3/16(月)、3/20(祝・金)春分の日、4/20(月)、4/29(祝・水)みどりの日  
【夜間休所日】3/17(火)、3/24(火)、3/31(火)、4/7(火)、4/21(火)、4/30(木)

～消費生活センターからのお知らせ～

### 「注文していない荷物が玄関先に届いたら…」

近年、通販サイトを利用した贈り物が増えています。センターでは「宅配業者が来たので荷物を受け取ったが、注文した覚えがない。どうしたらよいか」などの相談を受けます。

通販サイトでの贈り物は、便利で手軽な反面、トラブルにつながるケースもあります。送り主名が記載されずに届くことがあるので、先ずは心当たりのある親族や知人に確認しましょう。自身が送り主になる場合にも注意してください。

《ネガティブ・オプション(送り付け商法)》

その一方で、注文していない商品を事業者が勝手に送り付け、代金を一方的に請求する商法があります。契約に基づかず一方的に送り付けられた商品は、直ちに処分することができます。また、商品を開封・処分しても、代金の支払い義務はありません。

困った時は、狭山市消費生活センターへご相談ください。

【相談・問合せ】月～金曜日の9時30分～12時、13時～16時

消費生活センターへ ☎2954-7799